

軽自動車等の抹消・名義変更等の手続はお済みですか？

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」といいます)の所有者に対して課税される税金です。軽自動車等を友人や業者に譲渡、もしくは解体や盗難された場合は、速やかに名義変更等の手続をお願いします。手続を行わない場合は、車両台帳に所有者としての登録が残ったままとなり、令和3年度分の軽自動車税が課税されることとなります。

～3月末になると窓口がたいへん混み合います！ 早めのお手続をお願いします～

車種/排気量	抹消	名義変更	住所変更	手続窓口/お問い合わせ
原動機付自転車 ～125cc	・標識交付証明書 ・印鑑 ・ナンバープレート	・標識交付証明書 ・新・旧所有者の印鑑 ・自賠責保険証明書	※町外転出の場合 左記抹消手続参照 ※町内転居の場合 不要	西原町役場 総務部 税務課 ☎098-945-4729
小型特殊自動車 (ミニカー・ 農耕用作業)				
軽二輪車 126cc～250cc	・届出済証(検査証) ・印鑑 ・ナンバープレート	・届出済証(検査証) ・新所有者の住民票抄本 ・新・旧所有者の印鑑 ・自賠責保険証明書	・届出済証(検査証) ・新住所の住民票抄本 ・印鑑 ・自賠責保険証明書	沖縄総合事務局 陸運事務所 ☎050-5540-2091
小型二輪 251cc～	・自動車検査証 ・印鑑 ・ナンバープレート	・自動車検査証 ・新所有者の住民票抄本 ・新・旧所有者の印鑑 ・譲渡証明書	・自動車検査証 ・新住所の住民票抄本 ・印鑑	
軽自動車	・自動車検査証 ・印鑑 ・ナンバープレート	・自動車検査証 ・新所有者の住民票抄本 ・新・旧所有者の印鑑	・自動車検査証 ・新住所の住民票抄本 ・印鑑	軽自動車検査協会 ☎050-3816-3126

※車種によって手続の窓口が異なります。ご確認の上、お手続をお願いします。

病児・病後児保育事業

3月1日から令和3年度の事前登録を受付します

仕事の都合などで病気のお子さんの面倒をみることができない時に、太田小児科医院が一時的に預けて保育します。利用したい年度毎にこども課窓口で登録が必要です。



詳しくは▼



QRコードが利用できない方は、西原町ホームページ→こども子育て支援ガイド→子育て・教育→病児・病後児保育事業

【お問い合わせ】

こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

保育士等を募集しています！

町内認可保育園にて令和3年度の保育士等を募集しています。保育士の方、保育に興味のある方、西原町の保育園で働いてみませんか？応募については、各園に直接お問い合わせください。

● 募集保育園

園名	TEL	募集
私立西原白百合保育園	☎945-4534	○保育士 ○子育て支援員の研修を終了した方 ○今後、研修等を受けて保育に携わっていきたいとお考えの方
私立愛和保育園	☎945-4418	
私立さうんど保育園	☎945-2397	
私立西原保育園	☎943-3727	
うえはら保育園(小規模保育)	☎917-4234	○保育士
私立善隣幼稚園(認定こども園)	☎944-5344	
町立坂田保育所	☎945-5306	
私立小川保育園	☎946-6057	
私立さくらんぼ保育園	☎946-1340	
キティハウス(事業所内保育施設)	☎943-0011	
こぼと保育園(小規模保育)	☎945-6828	
私立こぼとゆがふ保育園	☎946-5817	



会員募集中！ 児童館マミーキッズクラブ

対象 0歳から4歳の親子
内容 親子体操やリトミック、親子遠足、運動会、季節の行事イベントなどを行っています。行事に参加できなくても、保護者の交流や情報交換の場として利用できます。気軽にお越しください。
時間 西原・坂田・西原南 毎週水曜日 10:30～11:30
西原東 毎週金曜日 10:30～11:30

マミーキッズクラブ会員になるには？

お近くの児童館で入会できます。手続をした児童館での会員登録となります。会費は無料ですが、材料費など実費がかかる事があります。

※曜日や時間は変更になる場合があります。詳しくは児童館だよりや各児童館にお問い合わせください。

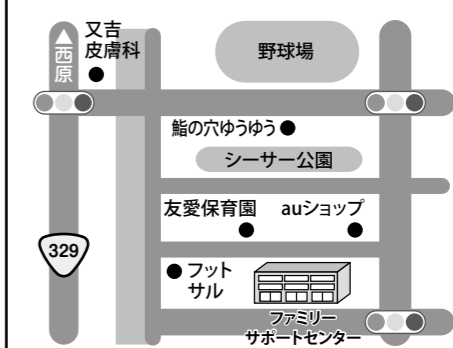
毎月の児童館イベント情報は「児童館だより」で！

QRコードが利用できない方は西原町ホームページからアクセス
西原町トップページ→広報・情報公開→児童館だより



ファミリーサポートセンター

子どもの一時預かりや、保育施設への送迎など、地域で行っている子育て支援です。利用前に「与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター」で会員登録が必要です。



詳しくはHPをご確認ください。



QRコードが利用できない方は、西原町HP→こども子育て支援ガイド→子育て・教育→ファミリーサポートセンター

【お問い合わせ】与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター ☎098-988-1914

児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しについて

詳しくは▼



「児童扶養手当法」の一部改正により、令和3年3月分(令和3年5月支払)から障害年金を受給している方の「児童扶養手当」の算出方法が変わります。

見直しの内容(令和3年3月分(令和3年5月支払)から)

児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるように見直します。

手当を受給するための手続

・既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は、原則、申請は不要です。
・それ以外の方は、児童扶養手当を受給するためには、町への申請が必要です。
令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます(通常、手当は申請の翌月分から支給開始となります)。

お問い合わせ

こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

マイナンバーカード QRコード付き交付申請書が送付された方へ

マイナンバーカードを取得していない方に対し、国より「マイナンバーカードQRコード付き交付申請書」を令和2年12月末から令和3年3月末にかけて順次発送しています。マイナンバーカードの申請は本人の意思によるため任意ですが、今回送付される「マイナンバーカードQRコード付き交付申請書」を使用し、郵送やスマートフォンなどにより、ご自宅からマイナンバーカードの申請ができます。

詳しくは▼



送付対象者

マイナンバーカード未取得者のうち、交付申請を行っていない方ただし、送付対象にならない場合もありますので、詳しくは町HPをご確認ください。

お問い合わせ 町民課 住民年金係 ☎098-945-5012

会員募集！！

60歳からの新しいステージへ

詳しくはシルバー人材センターへ

高齢者活躍人材確保事業
(公社)沖縄県シルバー人材センター連合
浦添市伊祖1-33-1 (098)871-0330



無料相談 ★相続のことなら安心しておまかせ下さい！

相続・土地、建物 会社の登記・法律相談

けだもと 慶田元司法書士事務所

営業時間:月～土 8:30～18:00
※日・祝日及び時間外の対応も可
西原町棚原1丁目22番地25(ローソン棚原店うら)
☎098-944-2582・☎090-8291-4095



2台可